

那覇市公報

第 1 6 7 5 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則
(消防局警防課) 1088

◇告 示◇

- 平成 28 年 (2016 年) 8 月那覇市議会臨時会の招集について (総務課) ... 1092

◇公 告◇

- 那覇市津波避難ビル機械警備保安業務委託契約の制限付一般競争入札の実施について (総務課) 1093
- 福祉施設等との随意契約の公表について (公園管理課) 1096
- 平成 27 年度那覇市人事行政の運営等の状況 (人事課) 1097
- 平成 28 年度那覇市における等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数
(人事課) 1122
- (仮) ベアーズタウン首里金城町Ⅱ区域建築協定の認可及び縦覧について
(建築指導課) 1127
- 住民票の職権消除の公示について (ハイサイ市民課) 1128
- 制限付一般競争入札の実施について (建築指導課) 1129

◇正 誤◇

- 那覇市公報第 1673 号の正誤 1132

規 則

那覇市規則第46号

平成28年 8 月12日

公 布 済

那覇市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則(昭和47年那覇市規則第56号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第2条 [略] 2 [略] 3 本部の位置は、那覇市 <u>東町26番12号</u> とする。 4 [略] [別表 別記]	(組織) 第2条 [略] 2 [略] 3 本部の位置は、那覇市 <u>銘苅2丁目3番8号</u> とする。 4 [略] [別表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

名称	管轄区域
第1分団	首里末吉町1丁目、首里末吉町2丁目、首里末吉町3丁目、首里大名町1丁目、首里大名町2丁目、首里大名町3丁目、首里平良町1丁目、首里平良町2丁目、首里石嶺町1丁目、首里石嶺町2丁目、首里石嶺町3丁目、首里石嶺町4丁目、首里儀保町1丁目、首里儀保町2丁目、首里儀保町3丁目、首里儀保町4丁目、首里桃原町1丁目、首里桃原町2丁目、首里山川町1丁目、首里山川町2丁目、首里山川町3丁目、首里大中町1丁目、首里大中町2丁目、首里池端町、首里真和志町1丁目、首里真和志町2丁目、首里当蔵町1丁目、首里当蔵町2丁目、首里当蔵町3丁目、首里赤平町1丁目、首里赤平町2丁目、首里久場川町1丁目、首里久場川町2丁目、首里汀良町1丁目、首里汀良町2丁目、首里汀良町3丁目、首里鳥堀町1丁目、首里鳥堀町2丁目、首里鳥堀町3丁目、首里鳥堀町4丁目、首里鳥堀町5丁目、首里寒川町1丁目、首里寒川町2丁目、首里金城町1丁目、首里金城町2丁目、首里金城町3丁目、首里金城町4丁目、首里赤田町1丁目、首里赤田町2丁目、首里赤田町3丁目、首里崎山町1丁目、首里崎山町2丁目、首里崎山町3丁目、首里崎山町4丁目
第2分団	字上之屋、泊1丁目、泊2丁目、泊3丁目、字安里、安里1丁目、安里2丁目、

	安里3丁目、若狭3丁目、前島1丁目、前島2丁目、前島3丁目、牧志2丁目、牧志3丁目、壺屋1丁目
第3分団	字寄宮、寄宮1丁目、寄宮2丁目、寄宮3丁目、三原3丁目、繁多川1丁目、繁多川2丁目、繁多川3丁目、繁多川4丁目、繁多川5丁目、字識名、識名1丁目、識名2丁目、識名3丁目、識名4丁目、字真地、長田1丁目、長田2丁目、字上間、上間1丁目、字国場、字仲井真
[略]	
第5分団	字古島、真嘉比1丁目、真嘉比2丁目、真嘉比3丁目、松島1丁目、松島2丁目、字大道、字松川、松川1丁目、松川2丁目、松川3丁目、三原1丁目、三原2丁目、壺屋2丁目
第6分団	字安謝、字天久、字銘苅、曙1丁目、曙2丁目、曙3丁目、港町1丁目、港町2丁目、港町3丁目、港町4丁目
第7分団	字鏡水、住吉町1丁目、住吉町2丁目、住吉町3丁目、垣花町、垣花町1丁目、垣花町2丁目、垣花町3丁目、山下町、奥武山町、鏡原町、字小禄、小禄1丁目、字田原、 <u>字金城</u> 、字安次嶺、字赤嶺、字当間、字大嶺、字宮城、宮城1丁目、字高良、高良1丁目、高良2丁目、高良3丁目、字宇栄原、宇栄原1丁目、宇栄原2丁目、宇栄原3丁目、宇栄原4丁目、宇栄原5丁目、宇栄原6丁目、字具志、具志1丁目、具志2丁目、具志3丁目
[略]	

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

名称	管轄区域
第1分団	首里末吉町1丁目、首里末吉町2丁目、首里末吉町3丁目、 <u>首里末吉町4丁目</u> 、首里大名町1丁目、首里大名町2丁目、首里大名町3丁目、首里平良町1丁目、首里平良町2丁目、首里石嶺町1丁目、首里石嶺町2丁目、首里石嶺町3丁目、首里石嶺町4丁目、首里儀保町1丁目、首里儀保町2丁目、首里儀保町3丁目、首里儀保町4丁目、首里桃原町1丁目、首里桃原町2丁目、首里山川町1丁目、首里山川町2丁目、首里山川町3丁目、首里大中町1丁目、首里大中町2丁目、首里池端町、首里真和志町1丁目、首里真和志町2丁目、首里当蔵町1丁目、首里当蔵町2丁目、首里当蔵町3丁目、首里赤平町1丁目、首里赤平町2丁目、首里久場川町1丁目、首里久場川町2丁目、首里汀良町1丁目、首里汀良町2丁目、首里汀良町3丁目、首里鳥堀町1丁目、首里鳥堀町2丁目、首里鳥堀町3丁目、首里鳥堀町4丁目、首里鳥堀町5丁目、首里寒川町1丁目、首里寒川町2丁目、首里金城町1丁目、首里金城町2丁目、首里金城町3丁目、首里金城町4丁目、首里赤田町1丁目、首里赤田町2丁目、首里赤田町3丁目、首里崎山町1丁目、首里崎山町2丁目、首里崎山町3丁目、首里崎山町4丁目
第2分団	字上之屋、 <u>上之屋1丁目</u> 、泊1丁目、泊2丁目、泊3丁目、字安里、安里1丁目、安里2丁目、安里3丁目、若狭3丁目、前島1丁目、前島2丁目、前島3丁目、牧志2丁目、牧志3丁目、壺屋1丁目
第3分団	字寄宮、寄宮1丁目、寄宮2丁目、寄宮3丁目、繁多川1丁目、繁多川2丁目、繁多川3丁目、繁多川4丁目、繁多川5丁目、字識名、識名1丁目、識名2丁目、識名3丁目、識名4丁目、字真地、長田1丁目、長田2丁目、字上間、上間1丁

	目、字国場、字仲井真
	[略]
第5分団	字古島、古島1丁目、古島2丁目、真嘉比1丁目、真嘉比2丁目、真嘉比3丁目、松島1丁目、松島2丁目、字大道、字松川、松川1丁目、松川2丁目、松川3丁目、三原1丁目、三原2丁目、三原3丁目、壺屋2丁目
第6分団	字安謝、安謝1丁目、安謝2丁目、字天久、天久1丁目、天久2丁目、字銘苅、銘苅1丁目、銘苅2丁目、銘苅3丁目、おもろまち1丁目、おもろまち2丁目、おもろまち3丁目、おもろまち4丁目、曙1丁目、曙2丁目、曙3丁目、港町1丁目、港町2丁目、港町3丁目、港町4丁目
第7分団	字鏡水、住吉町1丁目、住吉町2丁目、住吉町3丁目、垣花町、垣花町1丁目、垣花町2丁目、垣花町3丁目、山下町、奥武山町、鏡原町、字小禄、小禄1丁目、小禄2丁目、小禄3丁目、小禄4丁目、小禄5丁目、字田原、田原1丁目、田原2丁目、田原3丁目、田原4丁目、金城1丁目、金城2丁目、金城3丁目、金城4丁目、金城5丁目、字安次嶺、字赤嶺、赤嶺1丁目、赤嶺2丁目、字当間、字大嶺、字宮城、宮城1丁目、字高良、高良1丁目、高良2丁目、高良3丁目、字宇栄原、宇栄原1丁目、宇栄原2丁目、宇栄原3丁目、宇栄原4丁目、宇栄原5丁目、宇栄原6丁目、字具志、具志1丁目、具志2丁目、具志3丁目
	[略]

告 示

那覇市告示第 195 号

平成 28 年 8 月 9 日

掲 示 済

平成 28 年（2016 年）8 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 28 年（2016 年）8 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 招集の日 平成 28 年 8 月 19 日（金）
- 2 招集の場所 那覇市議会議場
- 3 付議事件名
 - （1） 平成 28 年度那覇市一般会計補正予算（第 3 号）
 - （2） 平成 28 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
 - （3） 工事請負契約について（上間小学校及び幼稚園改築工事(建築)）
 - （4） 工事請負契約について（上間小学校及び幼稚園改築工事(電気)）
 - （5） 工事請負契約について（上間小学校及び幼稚園改築工事(衛生)）
 - （6） 工事請負契約について（上間小学校及び幼稚園改築工事(空調)）
 - （7） 専決処分の報告について（人身車両物損事故）
 - （8） 専決処分の報告について（田原公園内公衆便所身障者用トイレの引戸による事故）

公 告

那覇市公告第 205 号

平成 28 年 8 月 3 日

掲 示 済

那覇市津波避難ビル機械警備保安業務委託契約の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号。以下「契約規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 那覇市津波避難ビル機械警備保安業務委託
- (2) 履行場所 那覇市津波避難ビル（那覇市松山 2 丁目 22 番 1 号）
- (3) 業務内容 那覇市津波避難ビル機械警備保安業務委託仕様書による
- (4) 契約期間 契約締結日から平成 31 年 3 月 31 日
- (5) 長期継続契約

この入札にかかる契約は、那覇市長期継続を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 14 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、本契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で、契約を締結又は継続するものであり、当該契約にかかる支出予算の減額又は削除があった場合には、本契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格を全て満たさなければならない。

- (1) 那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 警備業務において公安委員会認定の業者であること。
- (3) 営業実績が 2 年以上あること。

- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所(以下「営業所等」という。)のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成 23 年 12 月 5 日付総務部長決裁)による。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (10) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (11) 警備員の制服制度があること。
- (12) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (13) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があった後 2 年を経過していること。
- (14) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第 2 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団又は、同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (15) その他市長が認める条件

3 入札説明会

- (1) 日 時 平成 28 年 8 月 9 日 (火)
午後 1 時 30 分受付開始 午後 2 時 00 分説明開始
- (2) 場 所 那覇市松山 2 丁目 22 番 1 号
那覇市津波避難ビル
※駐車場はございません。

4 質問及び回答

- (1) 質問期間 平成 28 年 8 月 9 日 (火) から平成 28 年 8 月 12 日 (金)
- (2) 質問方法 質問書(市様式)を那覇市総務部総務課市民防災室宛てに電子メールで提出すること。
※電話、口頭による質問対応は受け付けておりません。
- (3) 回答方法 平成 28 年 8 月 15 日 (火) までに仕様書の配布の受付を行った全事業者宛てに電子メールで回答する。

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 平成 28 年 8 月 18 日 (木)
午後 2 時 30 分受付開始 午後 3 時 00 分入札開始
- (2) 場 所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市役所本庁舎 5 階 501 会議室
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

6 入札時提出書類

- (1) 入札書(市様式)

(2) 代理人が入札する場合にあつては委任状 (市様式)

7 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項に基づき免除することができる。

8 契約保証金

那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号に基づき免除する。

9 落札決定後提出書類 (落札者のみ提出)

落札者は、指定された期日までに下記提出書類を、那覇市総務部総務課市民防災室まで持参のうえ提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書
- (2) 業務実績表 (市様式)
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料
- (6) 労働保険 (労災・雇用) 加入証明書
- (7) 社会保険 (健康保険・厚生年金保険) 加入証明書
- (8) 最低賃金遵守の誓約書 (市様式)
- (9) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格の証明の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

10 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

11 郵送による入札は認めない。

12 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13 お問合せ

那覇市 総務部 総務課 市民防災室
〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
電話 098-861-1102

那覇市公告第 216 号

平成 28 年 8 月 9 日

掲 示 済

福祉施設等との随意契約の公表について

那覇市契約規則第 21 条の規定により次のとおり公表します。

那覇市長 城 間 幹 子

1 契約締結日 平成 28 年 8 月 8 日

2 件名、契約相手方の住所、氏名

① 平成 28 年度花壇花卉植栽維持管理業務 (その 1)

那覇市字古島 12 番地 1 ピュアパレス黒潮 101 号
社会福祉法人 伊集の木会 就労支援 いじゅの木
理事長 黒潮 武嗣

② 平成 28 年度花壇花卉植栽維持管理業務 (その 2)

南風原町字宮平 537 番地
社会福祉法人 育成福祉会 理事長 安里 盛一

③ 平成 28 年度花壇花卉植栽維持管理業務 (その 3)

与那原町字与那原 2943 番地
社会福祉法人 基督教児童福祉会 愛隣園
理事長 仲宗根 幸子

④ 平成 28 年度花壇花卉植栽維持管理業務 (その 4)

うるま市字宇堅 919 番地
社会福祉法人 宇堅福祉会 理事長 比嘉 一信

3 契約金額

① 平成 28 年度花壇花卉植栽維持管理業務 (その 1) 2,457,799 円

② 平成 28 年度花壇花卉植栽維持管理業務 (その 2) 2,251,800 円

③ 平成 28 年度花壇花卉植栽維持管理業務 (その 3) 2,430,000 円

④ 平成 28 年度花壇花卉植栽維持管理業務 (その 4) 1,587,600 円

4 契約理由

契約を締結する前に設定した選定基準に該当する団体から提出された見積書の結果による。

5 契約担当課

建設管理部 公園管理課 電話 951-3239

那覇市公告第 217 号
平成 28 年 8 月 10 日
掲 示 済

平成 27 年度那覇市人事行政の運営等の状況

地方公務員法第 58 条の 2 第 3 項及び那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 4 条の規定により、平成 27 年度の那覇市人事行政の運営等の状況を次のように公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

＜人事行政の運営等の状況について＞

この公表は、人事行政の運営等の公平性、透明性を確保するため、平成 27 年度における本市の職員数や職員の勤務時間、給与などのほか、研修、健康管理の状況などの概要を市民の皆様にお知らせするものです。

公表する項目は次のとおりです。

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の競争試験及び選考の状況
- 3 職員の給与の状況
- 4 職員の勤務時間その他勤務条件の状況
- 5 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 6 職員のサービスの状況
- 7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- 8 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 9 その他市長が必要と認める事項
- 10 公平委員会の業務の状況

公表の内容は、本市の各任命権者及び公平委員会からの報告と各種調査資料を基に作成しています。

公表についてご意見等がございましたら下記までお寄せください。

〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1
那覇市役所 総務部人事課 電話 098-861-7499
FAX098-943-0289

（用語の説明）

1 部局の区分

- (1) 市 長 : 市長を任命権者とする市長の事務部局
- (2) 議 会 : 市議会議長を任命権者とする議会の事務局
- (3) 選 管 : 選挙管理委員会委員長を任命権者とする選挙管理委員会の事務局
- (4) 監 査 : 代表監査委員を任命権者とする監査委員の事務局
- (5) 教 委 : 教育委員会を任命権者とする教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関
- (6) 消 防 : 消防長を任命権者とする消防本部及び消防署
- (7) 水 道 : 上下水道事業管理者を任命権者とする上下水道局

2 職位の区分

- (1) 部長級 : 政策統括調整監、部長、参事監、会計管理者、保健所長、消防長（消防正監）、議会事務局長等
- (2) 副部長級 : 副部長、参事、副消防長（消防監）、次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長等
- (3) 課長級 : 課長、支所長、室長、所長、担当副参事、副参事、施設長、消防司令長、副署長等
- (4) 主幹級 : 主幹、館長、消防司令、専門主幹等
- (5) 主査級 : 主査、技査、係長、児童館長、保育所長、幼稚園主任教諭、消防司令補、分館長、環境整備主査等
- (6) 主任級 : 主任主事、主任技師、主任保育士、主任学芸員、主任薬剤師、主任保健師、主任栄養士、主任運転手、主任調理員等
- (7) 主事級 : 主事、技師、保育士、学芸員、薬剤師、保健師、栄養士、運転手、調理員等

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免に関する状況

ア 採用者数と昇任者数(H27. 4. 1～H28. 3. 31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
採用者数		51	0	0	0	4	6	1	62
昇任者数	部長級	2	0	0	0	0	1	1	4
	副部長級	4	0	0	0	1	2	1	8
	課長級	7	1	0	0	4	2	2	16
	主幹級	15	1	0	0	1	5	6	28
	主査級	34	0	1	0	3	12	7	57

(単位：人)

イ 退職者数(H27. 4. 1～H28. 3. 31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
退職者数		43	2	0	0	10	6	5	66
内訳	定年	26	1	0	0	5	4	3	39
	勸奨	9	0	0	0	1	0	1	11
	その他	8	1	0	0	4	2	1	16

(単位：人)

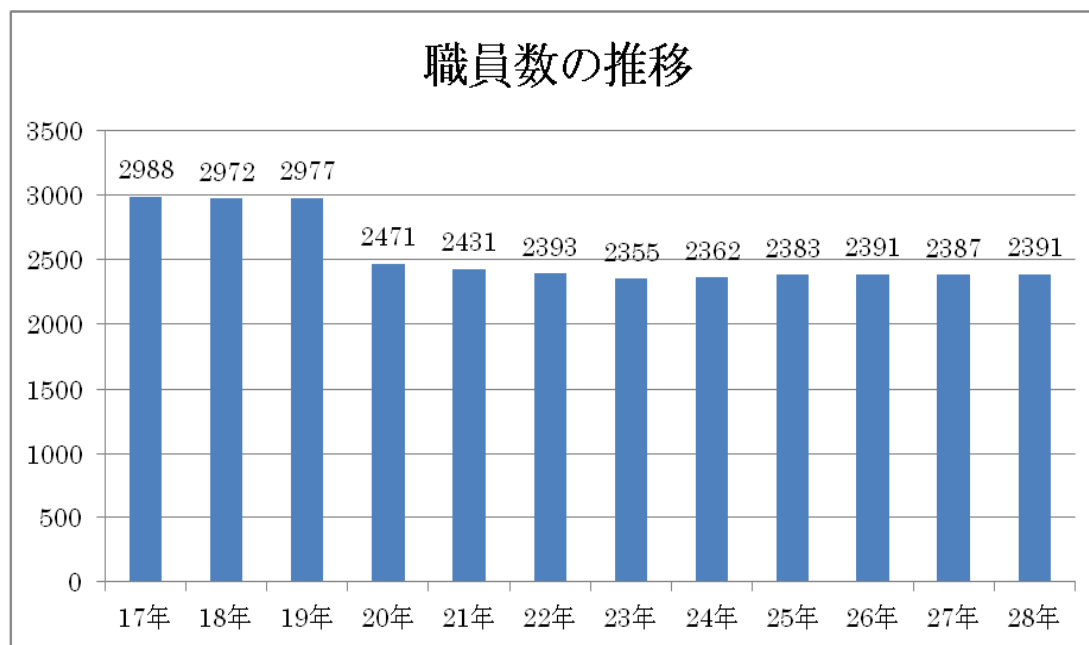
※ 退職の勸奨は、年齢 50 歳から 59 歳に達した職員に対し行っています。

(2) 職員数に関する状況

職員数 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
内訳	部長	16	1	0	0	2	1	1	21
	副部長	28	1	1	1	4	3	2	40
	課長	105	3	1	5	20	7	13	154
	主幹	178	6	1	2	26	26	24	263
	主査	300	5	3	0	103	81	39	531
	係員	863	3	2	0	271	152	87	1378
計		1490	19	8	8	426	270	166	2387
H28 年 4 月現在の職員数		1500	19	8	8	418	271	167	2391

(単位：人)



(単位：人)

※ 各年 4 月 1 日現在。

※ 平成 20 年 4 月 1 日那覇市立病院は、地方独立行政法人那覇市立病院に移行しました。

※ 職員数には、退職派遣職員も含まれます。

2 職員の競争試験及び選考の状況

平成 27 年度において、次のように競争試験及び選考試験を実施しました。

(1) 競争試験及び選考試験

① 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験

(ア) 日程

7 月 2 6 日 新聞公告

9 月 2 0 日 第 1 次試験

1 0 月 1 4 日 第 1 次試験合格発表

1 1 月 7 日・8 日 第 2 次試験

1 2 月 9 日 最終合格発表

(イ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験種類	試験区分	申込 者数 (A)	受験 者数 (B)	受験 率(％ B/A× 100)	一次 合格 者数	最終 合格 者数 (C)	競争率 (倍) (B/C)	採用候補者名簿 登載者の状況		
								採用 者数	辞 退 者 等 数	未 採 用 者 数
行政職Ⅰ	上級行政	698	517	74.1	71	31	16.7	29	2	0
	中級行政	112	82	73.2	18	3	27.3	3	0	0
	初級行政	118	106	89.8	11	5	21.2	4	1	0
行政職Ⅱ（学芸員）		—	—	—	—	—	—	—	—	—
上級土木		17	5	29.4	2	2	2.5	2	0	0
上級建築		23	15	65.2	6	2	7.5	2	0	0
上級電気		—	—	—	—	—	—	—	—	—
上級機械		—	—	—	—	—	—	—	—	—
幼稚園教諭・保育士		128	105	82.0	14	4	26.3	3	1	0
保健師		44	31	70.5	8	2	15.5	1	1	0
消防職	上級消防	65	46	70.8	7	1	46.0	1	0	0
	中級消防	75	53	70.7	8	1	53.0	1	0	0
	初級消防	56	50	89.3	7	1	50.0	1	0	0
	消防職Ⅱ 救命	36	20	55.6	7	1	20.0	1	0	0
行政職（身体障がい）		—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		1372	1030	75.1	159	53	19.4	48	5	0

※ 採用候補者名簿登載者の状況は、平成 28 年 4 月 1 日現在

② 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（上級土木職・上級建築職）

(7) 日程

5月24日 新聞公告

6月21日 第1次試験

7月1日 第1次試験合格発表

7月12日 第2次試験

7月31日 最終合格発表

(4) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験職種	申込者数 (A)	受験者数 (B)	受験率(% $B/A \times 100$)	一次合格者数 (C)	最終合格者数 (D)	競争率 (倍) (B/D)	採用候補者名簿 登載者の状況		
							採用者数	辞退者数	未採用者数
上級土木職 (A)	23	21	91.3	13	8	2.6	4	4	0
上級建築職 (B)	25	23	92	12	3	7.6	3	0	0
合 計	48	44	91.6	25	11	4.0	7	4	0

3 職員の給与の状況

職員の給与等については、他に市のホームページ、広報紙においても公表をしています。

(1) 普通会計決算に占める人件費の割合

決算（歳出総額）に占める人件費の割合は次のとおりとなっています。

年度	歳出総額 A (千円)	人件費 B (千円)	人件費率 (B/A)
平成25年度	125,973,318	17,707,031	14.1%
平成26年度	134,442,997	17,495,670	13.0%
平成27年度	141,412,332	17,617,074	12.5%

※人件費には、普通会計に属する一般職員のほか、特別職職員（市長・副市長・議員等）の報酬・給与、共済費を含んでいます。

(2) 給与の種類と支給額の状況

職員に支給する給与の種類は次のとおりです。

また、平成 27 年 4 月分の支給実績から、それぞれの支給対象職員数と支給対象職員に対する平均支給額は次のとおりです。

平成 28 年 4 月分をあわせて表示します。

給与の種類		平成 27 年 4 月分		平成 28 年 4 月分	
		支給職員数 (人)	平均支給額 (百円)	支給職員数 (人)	平均支給額 (百円)
給料	給料	2,339	3,066	2,352	3,056
諸手当	扶養手当	1,093	203	1,106	199
	住居手当	861	259	847	261
	通勤手当	1,886	70	1,853	72
	時間外勤務手当	1,212	298	1,172	326
	休日勤務手当	282	197	285	208
	夜間勤務手当	207	62	166	29
	管理職手当	205	537	209	536
	特殊勤務手当	387	82	393	89
	期末手当＊	2,234	8,234	2,253	8,252
	勤勉手当＊	2,217	4,961	2,227	5,308
	地域手当	3	918	3	927
	単身赴任手当	0	0	0	0

初任給調整手当	4	2,532	4	2,428
教員特別手当	21	67	21	69

* 期末・勤勉手当については、それぞれの前年度（6月と12月）における支給実績です。

(3) 給料の状況（一般行政職）

民間の基本給にあたる給料の支給状況は次のとおりです。

ここでは、国家公務員の状況と比較するため、国家公務員の行政職俸給表(1)と同様の職種である本市の一般行政職の給料の状況を公表します。

なお、本市の一般行政職に該当する職員の数は、次のとおりです。

平成 27 年 4 月現在 1,251 人

- * 一般行政職とは、税務関係職、消防職、企業（上下水道局）職や、給食調理員などの技能労務、幼稚園教諭などの教育職等を除くすべての職員をいいます。

ア 初任給の状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

学歴区分	那覇市		国	
	決定初任給	2 年経過後	決定初任給	2 年経過後
大学卒	174,200	186,100	174,200	186,100
短大卒	154,800	166,300	154,800	166,300
高校卒	142,100	150,500	142,100	150,500

イ 経験年数別、学歴別平均給料月額状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）

学歴区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	252,985	311,103	358,690
短大卒	232,833	285,700	320,367
高校卒	211,650	272,850	該当者なし

ウ 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

区分		那覇市	国
平成27年 4 月	平均給料(俸給)月額	307,215円	334,283円
	平均年齢	41.3歳	43.5歳

(4) 職員手当の状況（退職手当を除く。）**ア 扶養手当**

(ア) 配偶者……………13,000円

(イ) 配偶者以外の扶養親族……………6,500円

※配偶者のいない場合 …… (イ)のうち1人については11,000円

※16歳から22歳の子を扶養の場合…1人につき月額5,000円を加算

イ 住居手当

(ア) 月額12,000円を超える家賃の支払者…家賃額により最高27,000円まで

(例) 家賃50,000円の場合、24,500円

計算式 (家賃－23,000円) × 1/2 + 11,000円

(イ) 持家の世帯主……………0円

※平成25年4月1日より廃止

ウ 通勤手当

通勤距離が2km以上で、交通機関又は交通用具利用者に支給

(ア) 交通機関（バス等）利用者…運賃相当額（最高限度額55,000円）

(イ) 交通用具（自動車等）利用者……距離により2,000円～31,600円

エ 時間外勤務手当、休日勤務手当と夜間勤務手当

(ア) 1時間当たりの支給額の時給に対する割合

区分	支給割合
正規の勤務時間を超えて勤務する場合	100分の125
週休日（勤務の割り振りのない日）に勤務する場合	100分の135
週の正規の勤務時間を超えて勤務する場合	100分の25
上記3つの勤務時間が深夜の場合	100分の25を加算
休日に勤務する場合（正規の勤務時間）	100分の135
正規の勤務時間が深夜の場合	100分の25

※ 深夜とは、午後10時から翌日の午前5時までです。

(イ) **時間外勤務手当と休日勤務手当の支給額**（普通会計決算）

普通会計決算から見た年間の時間外勤務手当と休日勤務手当の支給総額は、次のとおりです。また、支給総額を普通会計に属する職員数で除した平均の支給年額を合わせて表示します。

年度	支給総額(千円)	職員数 (人)	一人当たり支給年額(円)
平成25年度	425, 637	2, 066	206, 019
平成26年度	420, 953	2, 061	204, 247
平成27年度	429, 172	2, 068	207, 530

オ 管理職手当

管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務ないし勤務形態の特殊性に着目し、給料月額に次の額を合わせた額を支給します。

政策統括調整監	95, 600 円	部長	76, 500 円
参事監	71, 700 円	副部長	63, 900 円
参事	59, 300 円	課長	50, 700 円
副参事	46, 500 円		

カ 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に支給します。

区分		全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合		16. 5%
支給対象職員 1 人あたり平均支給年額 (試算)		98, 400円
手当の種類 (手当数)		13種類
代表的手当の名称	支給額の最も大きい手当	行旅病人業務手当 緊急消防援助隊手当
	支給対象となっている職員数が最も多い手当	消防活動等手当

キ 賞与 (期末手当と勤勉手当)

支給期	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1. 225月分	0. 75月分	1. 975月分
12月期	1. 375月分	0. 85月分	2. 225月分
計	2. 6月分	1. 6月分	4. 2月分
職務級などにより加算措置があります。			

ク 地域手当

民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に所在する公署に勤務する職員として、支給される手当。

また、一般の事務職等の事情とは異なり、民間における医師の給与は、都市部に勤務する医師より人材確保が困難である実情を考慮して、特例的に、医師に対し、給料月額等の 16% を支給しています。

ケ 単身赴任手当

内閣府への派遣等、勤務地が県外となった職員が、単身赴任（15 歳以下の子のみとの同居も含む）する場合に支給します。支給額は、月額 30,000 円～100,000 円です。

※平成 27 年度は、支給対象者なし

コ 教員特別手当

教育委員会の指導主事に支給されるもので、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的としています。支給額は、職務の級及び号給に応じて、月額 2,000 円～8,000 円です。

(5) 退職手当の状況

ア 勤続年数ごとの支給割合

勤続年数	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	22.913月分	28.641月分
勤続25年	32.663月分	38.756月分
勤続35年	46.313月分	55.575月分
最高限度額	55.575月分	55.575月分
定年前早期退職特例措置 2 %～20%加算		

イ 退職手当支給者の年度別支給状況

区分 期間	退職手当支給者数(人)		平均支給額(千円)		平均勤続年数(年)	
	自己都合他	勧奨・定年	自己都合他	勧奨・定年	自己都合他	勧奨・定年
平成25年度	10	71	6,694	24,235	13.5	36.0
平成26年度	13	43	4,697	23,648	12.7	34.7
平成27年度	18	50	4,007	22,942	11.4	35.2

4 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等の状況

ア 平成 27 年度における一般の職員の勤務時間等

(7) 勤務時間

1 週間あたり 38 時間 45 分

月曜日から金曜日までの 5 日間に 1 日 7 時間 45 分

(イ) 1 日の勤務時間の割振り

午前 8 時 30 分から午後 0 時まで

午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

(休憩時間 午後 0 時から午後 1 時まで)

(ウ) 週休日 (勤務時間を割り振らない日)・・・土曜日・日曜日

イ 職員の休日 (特に勤務を命じられない限り、勤務することを要しない日)

(7) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(イ) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

(ウ) 6 月 23 日(慰霊の日)

(2) 職員のその他の勤務条件の状況

ア 年次有給休暇の行使状況 (H27. 4. 1～H28. 3. 31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
平均行使日数	15.3	14.8	22.1	15.1	13.1	14.4	18	16.1
行使率(%)	76.4	74.2	110.6	75.6	65.6	72.1	90.0	80.6

※行使率は平均行使日数／20 日(毎年度新規付与日数)

なお、行使日数には前年度繰越分(最大 20 日)を含む。

イ 夏期休暇 (5 日) の行使状況 (H27. 4. 1～H28. 3. 31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
平均行使日数	4.8	5.0	5.0	4.1	4.0	4.8	4.8	4.6
行使率(%)	95.0	100	100	82.0	80.0	95.0	95.0	92.4

※行使率は平均行使日数／5 日(付与日数)

夏期休暇の申請期間は 5 月 1 日～10 月 31 日の間となっています。

ウ その他の主な休暇取得者数の状況 (H27. 4. 1～H28. 3. 31)

部局 休暇の種別	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
私傷病休暇	114	0	1	1	16	15	10	157
出産休暇	67	0	0	0	16	1	1	85
育児休暇	12	0	0	0	0	1	3	16
子の看護休暇	275	2	3	0	57	100	48	485
介護休暇 (無給)	2	0	0	0	0	0	0	2

(単位:人)

※ 私傷病休暇の状況は、5 日以上 の 長 期 間 に わ た る 場 合 の み で す。

(3) 育児休業等の取得者数の状況 (H27. 4. 1～H28. 3. 31)

休業の種別		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
育児休業	男	2	0	0	0	0	0	1	3
	女	79	0	0	0	23	1	5	108
	計	81	0	0	0	23	1	6	111
部分休業	男	2	0	0	0	0	1	0	3
	女	25	0	0	0	2	0	9	36
	計	27	0	0	0	2	1	9	39

(単位:人)

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況

職員が勤務実績不良や勤務に堪えない場合に行われる分限処分(免職、休職、降任、降給)は、平成 27 年度は病気による休職のみでした。

病気による休職者数の内訳は、次のとおりです。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
病気休職	46	0	0	0	3	0	1	50

(単位:人)

(2) 職員の懲戒処分の状況

職員が職務上の義務違反や全体の奉仕者たるにふさわしくない非行を行った場合に行われる懲戒処分(免職、停職、減給、戒告)は、平成 27 年度は 0 件でした。(※臨時・非常勤職員は含めない。)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
免職	0	0	0	0	0	0	0	0
停職	0	0	0	0	0	0	0	0
減給	0	0	0	0	0	0	0	0
戒告	0	0	0	0	0	0	0	0

6 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除の状況

職員は、職務に関連する研修や本市の業務と密接な関連を有する団体の業務に従事する等の場合において、条例規則で定められた範囲内に限り、任命権者の許可を得て、勤務時間内における職務に専念する義務を免除される場合があります。

平成 27 年度における職務専念義務の免除の許可を受けた職員数は次のとおりです。

職務専念義務の免除を許可した職員数(延べ人数) (H27. 4. 1～H28. 3. 31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
職務免除許可職員数	437	0	8	7	62	4	0	518

※ 健康診断（人間ドックを含む。）等は、除いています。（単位：人）

(2) 営利企業等の従事の許可の状況

職員は、営利企業の役員等になること、自ら営利企業を営むことあるいは報酬を得て他の事務事業に従事することが制限されており、各任命権者の許可を受けた場合に限り従事することができることとなっています。

平成 27 年度における営利企業従事許可の件数は、次のとおりです。

営利企業等の従事の許可件数 (H27. 4. 1～H28. 3. 31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
営利企業等従事許可件数	42	0	0	0	136	15	38	231

(単位：件)

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修状況

ア 平成 27 年度職員研修実施状況

区分	研修名	対象者	目的	主要科目 (研修内容)	実施回数	人員 ／ 1 回
基本研修	新採用職員研修(前期)	平成 27 年度 4 月 1 日採用職員及び前年度中途採用職員	(1) 地方公務員としての意識の確立を図り、本市職員としての心構えを自覚させる。 (2) 職務遂行のために必要とされる基礎的な知識、技能、態度等を習得させ、職場への適応力の養成を図る。 (3) 同期職員とともに、先輩職員の講義を受講することで、新採用職員としてのモチベーションを高め、那覇市職員としての気概を育む。	市長講話 地方公務員制度、服務・休暇 職場へ挨拶 給与のあらまし 福利厚生・安全衛生 こことからだの健康管理 那覇市の組織と役割 那覇市の総合計画 事務改善と ISO9001 那覇市の環境と ISO14001 那覇市の観光 しまくとぅば講座 那覇市の歴史と文化 接遇 普通救命講習 I 那覇市の防災行政 男女共同参画推進事業 先輩職員と語る 那覇市の情報システム 情報セキュリティ 基幹系業務システム 職員ポータル 電話システム 文書事務のあらましと文書管理システム 職員研修の考え方	1	68
	新採用職員研修(後期)	平成 27 年度 4 月 1 日採用職員及び前年度中途採用職員	採用から現在までの6カ月間を振り返り、仕事への取り組み方、心構えを再点検し、職務遂行に必要な基礎的知識の習得を図る。	条例・規則、地方公務員制度 人事課長講話 予算のしくみ 那覇市の都市計画 市民との協働 半年間を振り返って	1	63
	現任職員研修 (3年目) (1 回目)	採用3年目(平成 25 年度採用職員)	目的: 市民のために笑顔で働く職員になる。 ～業務の目的を理解し、目的を常に持つ～ 達成目標: 過去と今の自分を見つめ直して、3 年後の自分計画をたてる。那覇市の業務全般を把握する。 ～同期と語ろう～	人事課長講話 やる気元気向上委員会	1	94
	現任職員研修 (3年目) (2 回目)	採用3年目(平成 25 年度採用職員)及び前年度未修了者	日常業務や職場環境に慣れてきた採用 3 年目職員に対して、「第 1 回目」研修でイメージした政策形成の理論的な理解と職務遂行に必要な基礎的知識の深化を図る。	地方自治制度 那覇市の歴史と文化	1	96

現任職員研修 (6年目)	採用6年目 (平成 22 年度 採用 職員) 及び前 年度未修了者	第 4 次総合計画の実現のため、実務に携わる機会が増える採用6年目職員に対して、那覇市のまちづくりの方向性の意識付けおよび基本的な法制度の理解と実務能力の養成を図る。	人事課長講話 那覇市の総合計画 個人情報保護制度・情報公開制度 メンタルヘルス(セルフケア)～アルコール&タバコ リテラシー～	1	82
現任職員研修 (9年目)	採用9年目 (平成 19 年度 採用 職員) 及び前 年度未修了者	第 4 次総合計画実現のため、将来の組織を担う中堅職員としての役割を認識し、多様な視点及び斬新な発想で課題を抽出し解決するためのアイデアを創造、企画する能力の養成を図る。	人事課長講話 創造力、企画力向上研修	1	72
新任主査級研修 (1 回目)	平成 27 年度 主査級(相当 職含む)昇任 職員及び前年 度未修了者	第 4 次総合計画実現のため、タイムマネジメントの手法を学び、新任主査級に求められる業務遂行及び管理能力の養成を図る。	総務副部長講話 現場リーダーに求められるタイムマネジメント研修	1	50
新任主査級研修 (2 回目)	平成 27 年度 主査級(相当 職含む)昇任 職員及び前年 度未修了者	第 4 次総合計画実現のため、組織の中核を担う人材としてその役割を認識し、円滑な職務遂行に必要な知識の深化を図る。	行政手続き制度 (法と条例) 議会との関係	1	53
新任主幹級研修 (1 回目)	平成 27 年度 主幹級(相当 職含む)昇任 職員及び前年 度未修了者	第 4 次那覇市総合計画実現のため、主幹級職員に求められている問題発見・課題解決能力向上の手法を学び、組織における課題を明確にし、改善していく能力の養成を図る。	総務部長講話 監督職に求められる問題発見・課題解決能力向上研修	1	26
新任主幹級研修 (2 回目)	平成 27 年度 主幹級(相当 職含む)昇任 職員及び前年 度未修了者	主幹級職員に求められる、政策立案に際して法的に課題を解決する視点及びビジョンと戦略を形成する視点を学び、第 4 次総合計画の実現に必要な知識と業務遂行能力を養成する。	政策法務 政策形成～住民起点の形成サイクル～	1	25
新任グループ 長研修 (1 回目)	グループ長経験が通算で 2 年未満の職員及び前年度未修了者。但し、副参事職を除く。	第 4 次総合計画実現のため、グループ長として求められる「業務遂行・管理」「実践者」「指導者」等の多面的な役割を再認識し、相手の立場を考えたコミュニケーション及びコーチング能力の養成を図る。	総務副部長講話 監督職に求められるリーダー力	1	18
新任グループ 長研修 (2 回目)	グループ長経験が通算で 2 年未満の職員及び前年度未修了者。但し、副参事職を除く。	第 4 次総合計画実現のため、リーダーとして、公正、公平かつ円滑に事業を執行するための役割や業務管理の基本を学び、職務遂行に必要な知識の深化を図る。	情報公開及び個人情報保護制度について 情報セキュリティについて 個人情報に関するアクセスログについて 課題解決に向けて～国保の事例から～ 監査事務について 出納事務(支出審査)	1	21

	新任課長級研修	平成 27 年度 課長級昇任職員 および前年度 未修了者	第 4 次総合計画実現のため、管理職の役割・責任を認識し、仕事の仕方・意識の変革や部下の育成等についての知識を習得することにより、組織運営に役立てる。	総務部長講話 管理職に求められるマネジメント (組織・業務・危機管理・人事評価)	1	18
	管理職特別研修 (課長級以上)	一般職の課長級以上の管理職全員	多様化・複雑化する市民の要望に応え、より良い市民サービスの向上を図るには、職員が多様な価値観を認め合うとともに、ワークライフバランスの推進により職員も組織も成長し、柔軟な対応力をもつことが不可欠である。市民や職員の多様性を強みとした那覇のまちづくりを推進し、第 4 次総合計画の実現に向けて、管理職の資質向上を図る。	市長講話 レインボーなは宣言 イクボス講座	1	168
実 務 研 修	文書事務研修 Ⅰ (公用文書: 初任者対象)	①受講を希望する職員②所属長の推薦する職員	文書事務及び文書管理事務について理解を深め、職員の文書作成能力の向上を図る。PC 実習をとおして文書管理システムの操作方法を学び、事務処理能力の向上を図る。	文書事務/PC 実習	1	40
	文書事務研修 Ⅱ (公用文書: 文書主任対象)	文書主任・副主任	文書主任、副主任としての文書管理事務について理解を深め、文書事務の適正な執行と能率の向上を図る。また、PC 実習をとおして文書管理システムの操作方法を学び、事務処理能力の向上を図る。	文書事務/PC実習	1	51
	服務・旅費等 基礎研修Ⅰ (服務、臨時・非常勤)	①希望する庶務担当職員②所属長の推薦する職員	服務、臨時・非常勤に関する基礎知識を担当者が直接習得することによって、事務の適正な執行と能率の向上を図る。	服務事務 臨時・非常勤	1	39
	服務・旅費等 基礎研修Ⅱ (安全・衛生/ 共済組合、旅費事務)	①希望する庶務担当職員②所属長の推薦する職員	安全・衛生(公務災害)、共済組合、旅費に関する基礎知識を担当者が直接習得することによって、事務の適正な執行と能率の向上を図る。	安全・衛生 共済組合 旅費事務	1	29
	財務会計研修 Ⅰ (民法、契約、 物品会計)	①受講を希望する職員②所属長の推薦する職員	民法、物品会計、契約の事務を体系的に学ぶことにより、財務会計事務の重要性の確認及び地方自治法、契約規則に基づく契約、特に工事請負契約について理解を深め、職員の適正な事務の執行と能率の向上を図る。	民法 契約事務 物品会計事務	1	55
	財務会計研修 Ⅱ (出納事務)	①受講を希望する職員②所属長の推薦する職員	出納(収入事務・支出審査等)の財務会計事務を体系的に学ぶ事により、財務会計事務の重要性を確認し、適正な事務の執行と能率の向上を図る。	歳入 債権者登録 歳出(支出審査)、歳計外	1	69
	財務会計研修 Ⅲ (予算決算事務、 流用・使途変更、複 数年契約)	①受講を希望する職員②所属長の推薦する職員	「予算・決算」「流用・使途変更」「複数年契約」事務を学ぶことにより、予算に関する事務の流れ、手続き等を確認し、適正な事務の執行と能率の向上を図る。	予算決算事務 流用・使途変更 複数年契約	1	85

専 門 研 修	法制執務研修	希望する職員 で所属長の推 薦する者	条例、規則等の立案に必要な制定 ・改正技術及び法的知識を身につ け、法制執務能力の向上を図ること を目的に実施する。	地方自治の法体系 条例・規則の基本形式 実務演習(条例・規則の改正) 実務演習(条例・規則の審査) 法令解釈、政策法務 小テスト	1	10
	接遇研修(窓 口(苦情)対応 力向上研修)	受講を希望す る窓口対応職 員で所属長の 推薦する者	市民から信頼され満足度の高い行 政サービスを提供できるように、そ の第一線で市民の皆さまと接する 職員は、市役所の「顔」とも言える。 その対応力を更に高めていくため に基本を振り返りつつ、実際の苦情 や難しい対応など事例実習を通し て、説明の仕方・態度・適切な言葉 遣いを体験的に学ぶ。また、聴く力 や心理学的な面から人の心の理解 を深め対応力の向上に活かしてい くことをねらいとする。	CS(市民満足度)の視点で窓口サービ スを考える 応対の基本を振り返る 伝え・話す力と聴く力を高める 苦情の対応の仕方 問題解決のためのアサーション技法を 知る ケース・スタディ(実際の事例を使って) 人との関係を築き対人能力を高める	1	23
派 遣 研 修 (選 抜)	市町村職員中 央研修所派遣 研修	全職員	市町村が直面している行政上の課 題に関する現状、政策、事例等の 多角的な考察を通じて、当該課題 に的確に対応する能力の養成を図 る。 ・市町村アカデミーは、比較的長期 で1つの分野全体をカバーする専 門研修を主とする。	該当科目中の希望科目	-	16
	全国市町村国 際文化研修所 派遣研修	全職員	市町村が直面している行政上の課 題に関する現状、政策、事例等の 多角的な考察を通じて、当該課題 に的確に対応する能力の養成を図 る。 ・国際文化アカデミーは、比較的短 期で特定課題(国際交流、多文化 共生等)への対応を主とする。	該当科目中の希望科目	-	10
	日本経営協会 (NOMA)派遣 研修	全職員	経営の近代化、特に事務効率の向 上、経営管理の改善及び人材育成 を推進する専門団体であり、各分野 において行政管理講座を開催し、 地方公共団体の抱えている問題の 解決を図る。	該当科目中の希望科目	-	4
	キャリアアップ ・フォーラム派 遣研修	若手～中堅職 員	沖縄県内の民間企業及び地方自 治体の将来を担う中堅社(職)員を 対象に、自分の仕事の取り組みを 振り返りながら、さらなる成長のた めに必要なキャリア開発の考え方を理 解する。	特別講演 体験発表 異業種グループ討議・発表	1	6
	キャリアアップ 研修 (1回目)	中堅女性職員	県内企業及び行政の合同研修(沖 縄銀行主催)で、中堅女性職員を 対象に参加者同士が活発に意見 交換し、これからの時代を担う中堅 女性職員の働き方やキャリアアップ について学習することを目的とす る。	ポジティブアプローチの研修 アクションシートの作成と共有	1	6

キャリアアップ 研修 (2 回目)	中堅女性職員	県内企業及び行政の合同研修(沖縄銀行主催)で、中堅女性職員を対象に参加者同士が活発に意見交換し、これからの時代を担う中堅女性職員の働き方やキャリアアップについて学習することを目的とする。	輝く女性の講話 女性リーダーインタビュー セールスパーソン養成講座	1	6
沖縄県市町村 職員研修セン ター派遣研修	全職員	沖縄県市町村職員研修センターが実施する研修に派遣し、職務遂行能力の向上に役立てる。	沖縄県市町村職員研修センター研修 計画による	-	155

イ 平成 27 年度職場研修実施状況

各職場で主催した職場研修

平成 28 年 6 月 27 日時点

職場研修全部局合計 (市立病院を除く)	実施回数	延べ参加人数	経費（報償費等）
	1,015 回	11,238 人	1,171,056 円

(2) 職員の勤務成績の評定の状況

本市では、地方公務員法第 40 条第 1 項に基づき人事評価(実績評価及び能力評価)を下記のとおり実施し、職員の指導、研修及び配置換に活用することとしています。

ア 人事評価の実施日程

平成 27 年度における人事評価は、新たな人事評価制度の本格施行に向け試行的に運用しており、以下の日程で実施しています。

目標設定面談 平成 27 年 10 月
評価面談 平成 28 年 1 月

イ 評価対象者数

平成 27 年度において人事評価の対象となる職員数は、以下のとおりです。

評価対象者数

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
対象者数	1,422	19	8	8	396	269	161	2,283
人事評価の実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	実施	

(単位:人)

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理事業

ア 健康診断

項目	部局	受診者数等
①定期健康診断	市長 教委	対象:学校事務と学校図書館以外の全職員 (ただし、人間ドック等受診者除く) 受診者:1,521人
	消防	対象:全職員 受診者:163人
	上下 水道	対象:全職員(非常勤職員含む。臨時職員は 希望者) 受診者:136人
②特定業務従事者健診	市長	対象:那覇市・南風原環境施設組合に派遣 している現業職員 受診者:6人
③手話通訳者健康診断	市長	受診者:2人 対象:障害福祉課に勤務する手話通訳者
④頸肩腕健康診断	市長	受診者:5人 対象:総務課に勤務する電話交換手
⑤特定業務従事者健康 診断	消防	受診者:167人
⑥高気圧酸素業務者適 正検査	消防	受診者:43人
⑦破傷風予防接種	市長	対象:クリーン推進課、道路管理課、廃棄 物対策課、環境衛生課、環境政策課、環境 施設組合の現業職員 受診者:95人

* 上記表中、「受診者数等」欄の受診者には臨時・非常勤職員の数も含まれています。

イ 健康相談

部局	相談名		対象者・内容等
市長 教委	産業医による健康相談		全職員 月5回（内科2回3時間・精神科3回各3時間）
	栄養士による栄養相談		全職員 月に1回2時間（嘱託栄養士）（57件）
市長 消防 教委	保健師 による 健康相 談	クリーン推進課	クリーン推進課職員 4回（68人）
		各支所巡回	小禄、首里、真和志支所 3か所（40人）
		図書館・公民館等の巡回	公立図書館・公立公民館 11か所（69人） 学校給食センター 3か所（49人）
		保育所巡回	保育所、給食センター、療育センターの職員（保育士、用務員、調理員等） 10か所（205人）
		新規採用職員巡回健康相談	新規採用職員・消防学校での健康状態や対人関係等の相談
		災害現場活動後の健康相談	凄惨な災害現場で活動した職員・惨事ストレス等の確認
市長 教委	保健師による健康相談	日常の健康相談	全職員、本庁保健室（毎日） 保健室にて来所相談、電話相談、健診結果などの一般相談、ケガや症状の対応、メンタル相談 実施人数：延べ 3,862件
全	メンタルヘルス相談		全職員 心理相談員によるカウンセリング 開設日 月～金 実施人数：延べ 389件
上下水道	産業医面談		対象：全職員 内容：健康相談等

ウ 健康教育

部局	項目	対象者	実施月、内容等
市長	①管理監督者 メンタルヘル ス研修	新任主査	平成27年8月12日 「ラインケア～職場におけるこ ころの健康づくりについて～」 とくだ心療内科 院長 徳田 毅 受講者：42人
	②腰痛予防講 習会 -整形外科トレ ーナー	クリーン推進課、土 木関連部署、環境保 全課、那覇市・南風 原町環境施設組合 派遣の現業職、保育 所、給食センター、 その他希望者	平成27年11月24日 「腰痛予防について」 ～腰痛悪化・防止も含めたスト レッチの実践～ ロクト整形外科トレーナー 受講者：22人
	③熱中症対策 -保健師	クリーン推進課	平成27年4月28日 受講者： 35人
	④生活習慣病 予防研修（運動 ）	・人事課の指名する 職員 ・希望者、所属長が 推薦する職員	①平成28年1月14日 健康運動指導士 受講者30人 ②平成28年2月25日 健康運動指導士 受講者35人 ③平成28年3月10日 整形外科クリニックトレーナー 受講者24人
	⑤若年層 メンタルヘル ス研修 セル フケア 計4回	現任10年目職員 新採用職員 現任3年目職員 現任6年目職員	平成27年5月28日 受講者46人 平成27年6月11日 受講者53人 平成27年6月11日 受講者87人 平成27年9月2日 受講者116人 「アルコール&タバコリタラシ ー」 沖縄協同病院 精神科医 小松知己 受講者：4回計 302人

	⑥メンタルヘルス研修 セルフケア	・ 現任4年目、7年目職員 ・ 幼稚園教諭	平成27年5月27日 受講者106人 平成27年6月10日 受講者65人 セルフケア研修「こころの健康づくりについて学ぶ」 とくだ心療内科 院長 徳田 毅
上下水道	腰痛予防講習会	対象：全職員	腰痛体操、座学、実技 25 人
消防	メンタルヘルス教育	昇任者	メンタルヘルスについて 45 人

(2) 職員厚生会の事業

本市では、職員の福祉の増進を図るため、地方公務員法第 42 条の厚生制度に基づく条例を制定して「那覇市職員厚生会」を設置し、次のとおり福利厚生事業を行っています。

項目	内容	
給付事業	会員の慶弔に際し、各種祝金や見舞金・弔慰金等を給付	
文化・体育事業	卓球、ソフトボール、バレーボール、ボウリング等のスポーツ大会等の親睦事業の実施。スポーツ用品、レジャー用品の貸し出し。	
施設事業	職員会館及び職員駐車場の管理、庁内レストラン及び売店運営委託	
補助事業	文体育成費	代表派遣補助、部出先補助、物品を補助
	厚生事業	人間ドック受診や鍼灸受療に対する受診費用の一部を補助
	レクレーション事業	職場単位で実施するピクニック等に対する補助
	旅行補助	会員及び会員の家族等が旅行する際の宿泊費の一部を補助
共済事業	自動車・火災共済、公務員賠償責任保険等の加入手続き	
購買事業	商品代立替制度を実施	

那覇市職員厚生会の事業運営に必要な費用は、主に会員(職員)が個人負担する会員掛金と市負担金及び施設使用料・保険料等給与差引代理事務等の事業収入により賄われています。

会員掛金と市負担金の比率については、会員掛金率が各職員の給与月額の 1,000 分の 5、市負担金率が職員の給料総月額の 1,000 分の 3 となっています。

会員相互の扶助共済を目的とする各種祝金や弔慰金等の給付事業は、全て職員個人が負担する会員掛金で賄われ、市負担金は厚生制度を実施するための費用（文化体育事業や補助事業、一般事務費、人件費等）に充てられています。

(3) 公務災害補償

任命権者別公務災害補償申請件数 (H27. 4. 1～H28. 3. 31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
公務 災害	常勤職員 (内臨時職員)	7 (6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	9 (7)
	非常勤職員 (内労災分)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	8 (7)
	計	8	0	0	0	8	1	0	17
通勤 災害	常勤職員 (内臨時職員)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)
	非常勤職員 (内労災分)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	2	0	0	0	0	0	0	2
合 計		10	0	0	0	8	1	0	19

9 その他市長が必要と認める事項

今回はありません。

10 公平委員会の業務の状況について

- (1) 平成 27 年度における勤務条件に関する措置の要求件数

申請 0 件 未処理 0 件

- (2) 平成 27 年度における不利益処分に関する不服申立ての件数

申請 0 件 未処理 0 件

那覇市公告第 221 号

平成 28 年 8 月 12 日

掲 示 済

平成 28 年度那覇市における等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数

地方公務員法第 58 条の 3 第 2 項の規定により、平成 28 年度の等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数を次のように公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

＜等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数について＞

この公表は、等級別基準職務表に基づく職務の各等級への格付けの運用に係る地方公共団体の説明責任を強化し、職務給の原則の徹底を図るため、平成 28 年度における本市の等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数を各給料表ごとに市民の皆様にお知らせするものです。

公表する項目は次のとおりです。

- 1 行政職給料表 等級別基準職務表
- 2 医療職給料表（1） 等級別基準職務表
- 3 医療職給料表（2） 等級別基準職務表
- 4 医療職給料表（3） 等級別基準職務表
- 5 任期付職員給料表 等級別基準職務表

公表の内容は、本市の各任命権者からの報告を基に作成しています。

この公表についてご意見等がございましたら下記までお寄せください。

〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1

那覇市役所 総務部人事課 電話 098-861-7499

FAX098-943-0289

1 行政職給料表 等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表 に規定する基準となる職務	合計		内 訳				職制上の段階		
		人	%	職名	人	職名	人	人	%	段階
1 級	主事、技師、保育士、消防士、教諭又は保育教諭の職務	242	12.7	主事	158	技師	26	586	30.7	主事級
				消防士	39	保育士	10			
				幼稚園教諭	5	保育教諭	1			
				公民館主事	3					
2 級	1 困難な業務を処理する主事、技師、保育士、消防士、教諭又は保育教諭の職務 2 消防副士長の職務	344	18.0	主事	209	技師	40	586	30.7	主事級
				消防士	3	消防副士長	34			
				保育士	28	幼稚園教諭	23			
				学芸員	3	教育相談員	2			
				公民館主事	1	保育教諭	1			
3 級	1 主任主事、主任技師、主任保育士、主任保育教諭又は消防士長の職務 2 困難な業務を処理する消防副士長 3 特に困難な業務を処理する教諭の職務	468	24.5	主任主事	230	主任技師	66	468	24.5	主任級
				消防士長	77	主任保育士	51			
				幼稚園教諭	30	主任学芸員	3			
				主任教育相談員	1	主任公民館主事	6			
				主任専門員	3	主任保育教諭	1			
4 級	主査、専門主査、消防司令補、主任教諭又は那覇市立幼保連携型認定こども園の教頭の職務	444	23.2	主査	305	専門主査	14	444	23.2	主査級
				消防司令補	77	幼稚園主任教諭	31			
				児童館長	1	館長(主査級)	4			
				教育相談員主査	2	教頭	1			
				専門員主査	2	分館長	5			
				保育所長	2					
5 級	主幹、専門主幹、消防司令又は那覇市立幼保連携型認定こども園の園長の職務	229	12.0	主幹	193	専門主幹	7	229	12.0	主幹級
				消防司令	25	園長	1			
				副所長	3					
6 級	課長、担当副参事、副参事、支所長又は消防司令長	139	7.3	課長	44	副参事	44	139	7.3	課長級
				担当副参事	25	消防司令長	12			
				館長(課長級)	2	支所長	3			

	の職務			施設長	1	室長	6			
				出納室長	1	所長	1			
7 級	副部長、次長、参事、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長又は消防監の職務	29	1.5	副部長	13	参事	10	29	1.5	副部長級
				消防監	3	次長	1			
				監査委員事務局長	1	選挙管理委員会事務局長	1			
8 級	政策統括調整監、部長、保健所長、参事監、会計管理者、議会事務局長又は消防正監の職務	16	0.8	政策統括調整監	1	部長	11	16	0.8	部長級
				参事監	1	消防正監	1			
				会計管理者	1	議会事務局長	1			
合 計		1,911								

2 医療職給料表（１） 等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1級	医師又は歯科医師の職務					2	50.0	主事級・主任級・主査級
2級	1 主任医師又は主任歯科医師の職務	2	50.0	主任歯科医師	1			
	2 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う医師又は歯科医師の職務			医師	1			
3級	1 課長又は副参事の職務 2 主幹の職務							課長級・主幹級
4級	1 保健所長又は参事監の職務	2	50.0	保健所長	1	2	50.0	部長級・副部長級
	2 参事の職務			参事	1			
	合 計	4						

3 医療職給料表（２） 等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1 級	栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士又は言語聴覚士の職務					7	31.8	主事級
2 級	1 薬剤師又は獣医師の職務	7	31.8	栄養士	3			

	務 2 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士又は言語聴覚士の職務			診療放射線技師	1			
				薬剤師	2			
				言語聴覚士	1			
3 級	主任薬剤師、主任獣医師、主任栄養士、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士又は主任言語聴覚士の職務	13	59.2	主任獣医師	1	13	59.2	主任級
				主任薬剤師	1			
				主任理学療法士	1			
				主任栄養士	7			
				主任臨床検査技師	2			
				主任言語聴覚士	1			
4 級	主査の職務	1	4.5	主査	1	1	4.5	主査級
5 級	主幹の職務	1	4.5	主幹	1	1	4.5	主幹級
6 級	課長又は副参事の職務							課長級
合 計		22						

4 医療職給料表（3） 等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
2 級	保健師の職務	24	38.7	保健師	24	24	38.7	主事級
3 級	主任保健師の職務	16	25.8	主任保健師	16	16	25.8	主任級
4 級	主査の職務	15	24.2	主査	15	15	24.2	主査級
5 級	主幹の職務	4	6.5	主幹	4	4	6.5	主幹級
6 級	課長又は副参事の職務			課長	1	3	4.8	課長級
		3	4.8	担当副参事	2			
	合 計	62						

5 任期付職員給料表 等級別基準職務表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内 訳		職制上の段階		
		人	%	職名	人	人	%	段階
1 級	主事、技師、保育士、消防士、教諭又は保育教諭の職務					2	100.0	主事級
2 級	1 困難な業務を処理する主事、技師、保育士、消防士、教諭又は保育教諭の職務 2 消防副士長の職務	2	100.0	技師	2			
3 級	1 主任主事、主任技師、主任保育士、主任保育教諭又は消防士長の職務 2 困難な業務を処理する消防副士長 3 特に困難な業務を処理する教諭の職務							主任級

4 級	主査、専門主査、消防司令補、主任教諭 又は那覇市立幼保連携型認定こども園の 教頭の職務						主査級
5 級	主幹、専門主幹、消防司令又は那覇市立 幼保連携型認定こども園の園長の職務						主幹級
合 計		2					

那覇市公告第 226 号
平成 28 年 8 月 15 日
掲 示 済

(仮) ベアーズタウン首里金城町Ⅱ区域建築協定の認可及び縦覧について

建築基準法第 76 条の 3 第 2 項の規定により下記の建築協定を認可したので、同条第 4 項の規定により準用する建築基準法第 73 条第 2 項の規定により公告する。
また、同条第 3 項の規定によりその建築協定書を一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 認可番号
第 1 号
- 2 認可年月日
平成 28 年 8 月 15 日
- 3 建築協定の名称
(仮) ベアーズタウン首里金城町Ⅱ区域建築協定
- 4 建築協定の地名地番
那覇市首里金城町二丁目 61 番 3、60 番 2
- 5 縦覧場所
那覇市 都市計画部 建築指導課
那覇市泉崎 1－1－1 那覇市役所 9 階

那覇市公告第 237 号

平成 28 年 8 月 18 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部ハイサイ市民課において縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公告第 271 号

平成 28 年 9 月 1 日

制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項及の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施する。よって、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下、「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条（平成 26 年那覇市規則第 59 号）の規定に基づき、次のとおり公告する。

那覇市長 城 間 幹 子

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名：平成 28 年度那覇市アスベストデータベース所有者情報整備業務委託
- (2) 場 所：那覇市全域
- (3) 概 要：本業務は、建築物のアスベスト対策を公平かつ着実に推進するためのアスベストデータベース作成業務のうち、那覇市に存する建築物の最新の所有者を把握するため、平成 27 年度の同事業の委託業務において整備した「那覇市建築物アスベストデータベース」と所有者情報等を照合し、建築物情報に所有者情報を付加するものである。
- (4) 履行期間：契約締結日から平成 29 年 2 月 28 日まで
- (5) 予定価格：3,116,000 円(消費税抜き)
- (6) 最低制限価格：予定価格の 6/10 から 8/10 までの範囲で設定し、開札後公表する。
- (7) 本委託は、紙による入札手続きを行う。
- (8) 本委託は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2 入札参加資格要件

公告日から落札者決定日までの間、次に定める資格を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱（昭和 57 年 1 月 26 日助役決裁）第 14 条に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (5) 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号の暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) プライバシーマークの認定又はISO27001 認証を有している者であること。
- (8) 沖縄県内に事業所（契約可能な本店又は支店等）が有る法人であること。
- (9) 本委託業務に際し、この公示または仕様書に合致した業務を確実に履行できる者で、過去5ヵ年の間に国又は地方公共団体その他民間企業とその種類（地図情報システム「GIS」）及び規模を同じくする契約を締結し、これらを全て誠実に履行した者。
- (10) 那覇市委託業務競争入札参加資格者名簿又は物品購入等入札参加資格者名簿のいずれかに登録されていること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争の参加希望者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下、「資格確認申請書」という。）を持参により提出しなければならない。

なお、期限までに資格確認申請書（第1号様式）を提出しない者は、本競争に参加することができない。

- (1) 提出期限：平成28年9月13日(火)午後5時まで
- (2) 提出場所：沖縄県那覇市泉崎1-1-1
那覇市役所本庁舎9階 建築指導課

4 入札について

- (1) 入 札 日：平成28年9月16日(金)午前11時00分
- (2) 入札場所：沖縄県那覇市泉崎1-1-1
那覇市役所本庁舎9階 901 会議室
- (3) 開札日時：入札終了後、即時おこなう。
- (4) その他事項については入札説明書による。

5 資格確認資料の提出と入札参加資格の確認について（落札候補者のみ提出）

(1) 落札候補者の資格確認

予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札をした者（以下、「落札候補者」という。）を順次順位を付する。なお、落札については保留し、入札参加資格審査後に落札者を決定する。

ア 資格確認資料提出の連絡：開札後、平成28年9月21日(水)午後5時（予定）までに対象業者あてに連絡する。

イ 提出期限：指定された期限までに提出すること。

ウ 提 出 先：那覇市建築指導課まで持参すること。

(2) 入札参加資格の確認結果通知（落札者決定通知）

平成28年9月27日(火)（予定）までに通知する。

(3) その他事項については入札説明書による。

6 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

7 入札保証金、契約保証金、支払い条件に関する事項

- (1) 入札保証金：那覇市契約規則第8条により免除することができる。
- (2) 契約保証金：那覇市契約規則第30条により免除することができる。
- (3) 前 金 払：適用しない。
- (4) 部 分 払：適用しない。

8 本案件に関する質問・回答

- (1) 提出期間：公告日から平成28年9月8日(木)17時まで
- (2) 提出方法：質問書(第2号様式)をFAXで提出すること。(質問がなければ提出不要)
- (3) 提出先：那覇市建築指導課 担当 又吉 宛 FAX:098-951-3245
- (4) 回答日：平成28年9月13日(火)
- (5) 回答方法：下記的那覇市建築指導課ホームページに掲載する。

9 その他

- (1) 入札参加者は、契約書(案)及び仕様書、入札説明書等を熟読しこれを遵守すること。
- (2) 契約書(案)、仕様書、入札説明書、様式等については下記的那覇市建築指導課ホームページに掲載する。

※那覇市建築指導課ホームページアドレス

<http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/sidou/>

正 誤

○ 那覇市公報第1673号の正誤

2016（平成28）年 8 月 1 日付け那覇市公報第1673号の監査委員公表について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂正前	訂正後
1034ページ	上から20行目	壺屋児童館	久場川児童館